有限会社ドリーム二十一 グループホーム花園の里料金表

1. 介護保険制度の利用者負担について

介護費用は介護保険負担割合証の負担割合に応じて1~3割負担額が決定します

2. 利用料金(介護保険分)

基本利用料は介護保険負担割合の認定の内容に基づいた負担額となります

①施設利用料金

O/12/2017 17 14 11 12						
	1日あたりの基本利用料(単位)			1が月(30日)あたりの基本利用料(単位)		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	749	1,498	2,247	22,470	44,940	67,410
要介護1	753	1,506	2,259	22,590	45,180	67,770
要介護2	788	1,576	2,364	23,640	47,280	70,920
要介護3	812	1,624	2,436	24,360	48,720	73,080
要介護4	828	1,656	2,484	24,840	49,680	74,520
要介護5	845	1,690	2,535	25,350	50,700	76,050

②その他加算される料金

一角される付金		-		
の毎粨	主な内容	加算額(1日あたりの単位)		
ク性知	(詳細は別紙を参照ください)	1割	2割	3割
(Ⅰ)ハ 要支援非該当	看護師が利用者の日常的な健康管理を行ったり、利用者の 状態を判断し、医療面から適切な指導、援助を行う	37	74	111
加算	制	(月) 100	(月) 200	(月) 300
推進加算(I)	知症の行動・心理症状に対する早期対応を評価する加昇です。 す 認知症介護実践リーダー研修修了者配置	(月) 150	(月) 300	(月) 450
加算(I)	介護福祉士が70%以上配置	22	44	66
制加算	入居者の心身の状況等を厚労省に提出	(月) 40	(月) 80	(月)120
(該当の場合のみ)	40歳以上65歳未満の若年性認知症の ケースを受け入れた場合に加算	120	240	360
善加算(I)		①基本利用に②その他の加算される料金を加えた1カ月あたりの合計 単位数の18.6%		
る加算)				
人居後30日に限り)	入居日から30日以内の期間に算定	30	60	90
算(1回を限度)	退居後居宅サービス等に情報連携	400	800	1,200
死亡日以前 31日以上45日以下	医師が回復の見込がないと判断したご利用者に対して、人生 の最期の時までその人らしさを維持できるように、ご利用者や ご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を	72	144	216
死亡日以前 4日以上30日以下		144	288	432
死亡日前日及び前々日		680	1,360	2,040
死亡日	保ちながら看取りをする場合に算定	1,280	2,560	3,840
		※死亡月に加算が算定されます ※死亡日前に入院、退所された場合も加算が算定されます		
	(I)ハ 要支援非該当加算 (I)ハ 要支援非該当加算 (I)加算(I) 加算(I) 制加算 (該当の場合のみ) 善加算(I) 添加算) 「大きでは、 (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	主な内容	主な内容	全球 1 1 1 1 1 1 1 1 1

[※] 認知症ケア加算は個人加算、サービス提供体制加算は事業所加算になります

3. 利用料金(介護保険外)

(月額)

家賃	51,000
燃料調整費	4,000

※1カ月あたりの家賃内訳は家賃:40,000円、光熱費:11,000円です ※入退去月は家賃は当該月の日数により日割り計算します

※入院中、外泊中は月額費用が発生します(日割り計算はしません) (その他)

医療費、薬代、排泄用品(紙パンツ、おむつ、尿取りパッド等)

理容・美容代、その他個人嗜好品等

(食材料費)

(食材料質)					
朝食	1食につき	350			
昼 食	1食につき	420			
夕 食	1食につき	490			
おやつ等	1日につき	70			
	1日につき	1,330			
食材費計(円)	月額	39,900			

※欠食の場合は前日10時までにお申し出ください ※入院中は食材費は発生しません

4. 地域区分

金沢市:7級地 1単位=10.14円 津幡町:その他 1単位=10円

<1カ月(30日)あたりの利用料の計算方法>(地域、加算状況により利用料は変わります)

(①施設利用料金(30日)+②加算合計(30日))×(4. 地域区分)+3. 利用料金(介護保険外)

(注)介護保険料に滞納のある場合は、介護保険被保険者証の記載に従い、一旦サービス費用の金額をお支払いいただいたり、サービスの費用額の3割をお支払いいただくことがあります。

附則:上記料金表は令和6年6月1日より実施する